

20世紀初頭の中国における 不平等条約改正への始動と対外交渉

閻 立

一. はじめに

清末において政府当局者の間に、列強との間で締結された条約が不平等条約であるという認識が抱かれるようになったのは1880年頃のことだと思われる。その不平等条約の改正を視野に入れて法・制度の改革が着手されたのは20世紀初頭（光緒新政期）のことであった¹⁾。また、近代的な法制度の導入と同時に、不平等条約の撤廃に向けた対外交渉が始まった。本研究は1902年から1903年までの開港場増設をめぐる、中国とイギリス、日本、アメリカとの交渉過程を対象とし、20世紀初頭の中国における不平等条約改正への始動と外交政策の調整について考察する。

1901年9月、義和団事件の処理のため、中国と11カ国の間で辛丑条約が締結された。その第11条に、中国は今後、列国が有用と認める通商及び航海条約の修正ならびに通商上の関係を円滑にするための通商条項の内容の変更について検討することが規定された。これに従い1902年1月から中国は、イギリス、日本、アメリカ、ポルトガルとの間で改訂通商条約を締結した（ポルトガルは批准しなかった）。この一連の改訂通商条約が締結された時期は、中国をめぐる列強の勢力変化が見られるとともに中国国内で光緒新政が始まった転換期であった。こうした時期に締結された改訂条約について、これまで様々な角度から研究されてきた²⁾。本論文は、諸先行研究を踏まえて、英中、日中、米中の改訂通商条約の中の開港場増設関係の条文に注目し、それが規定された過程に焦点をあて、開港場の「約開」から「自開」への転換を究明する。それは近代中国における不平等条約の改正につながり、重要な意味を持つものと考えられる。

- 1) 中国における不平等条約に関する認識の過程について、川島真の『中国近代外交の形成』の第Ⅱ部「文明国化」と不平等条約の改正（名古屋大学出版会、2004年）及び佐々木揚の「清末の『不平等条約』観」（『東アジア近代史』第13号）を参照できる。
- 2) 清国の財政と関わりがある「裁釐加税」（釐金を廃止し、輸出入関税を増額）の条目の規定を主に扱った飯島渉の研究があげられる。飯島渉「一九〇三年中日改定通商条約の締結について——『マッケイ条約体制』と中国」（『人文研究』第44巻第12号、1992年、同『『裁釐加税』問題と清末中国財政——一九〇二年中英マッケイ条約の歴史的的位置——』（『史学雑誌』第102巻第11号、1993年）を参照。また、中美通商行船続定条約の締結過程を全般的に論じた研究として崔志海「試論中美『通商行船続定条約』」（『近代史研究』2001年第5期）がある。

二. 「自開」について

1842年の南京条約により、上海をはじめとする5港が開港されたが、その後、天津条約、北京条約、下関条約などの一連の不平等条約の結果、開港場は40か所にまで増加した。外国人はそこで領事裁判権などの特権をもち、中国の主権はそこには及ばなかった。日清戦争以後、中国における列強の権益獲得は一層激しくなり、イギリスは湖南省での開港を要求し、イタリアは福建省の三都澳を租借しようとし、さらに1898年3月6日にドイツは膠州湾の租借権を獲得した。新たな主権の喪失を防ぐため、総理衙門は1898年3月24日に湖南省の岳州、福建省の三都澳の開港を上奏し³⁾、2日後には直隸省の秦皇島の開港についても上奏⁴⁾、いずれもすぐに朝廷に批准された。このように条約なしで中国人によって自主的に開港することは「自開」（以下「」を省略）と呼ばれ、上述のような条約規定に従って開港する場合は「約開」（以下「」を省略）とされた。

自開の特徴として、総理衙門は「自開は約開とは異なり、その自主の権利はまだ残っており、分離されていない」ことを強調した⁵⁾。また具体的な管理方法について、「開港場の工部局（租界の行政機関）は国ごとに設立するのではなく、1か所だけにすべきである。その工部局に省から管理者が配置され、開港場の税務司とともに開港場の事務を行う。中国人と洋人との間で訴訟が起きた場合、立会い尋問の役所を設け、その章程を規定すべきである。これによって公平に訴訟を行うことができる。こうしたやり方であれば権利を十分に明らかにさせられるであろう」と説明した⁶⁾。要するに、自開の開港場では、居住する者は国の如何を問わず、中国の警察権、司法権、税務権により処置され、すべての管理権は中国に握られ、領事裁判権などの不平等がなくなり、公平性が保たれると企図されていた。

1898年8月10日、光緒帝は戊戌の変法が盛り上がる中、自開する開港場の設立について「内容を詳しく確定する必要がある。利益を均霑し権利を守るために、租界を設けてはならない。各地の將軍と総督・巡撫は方法を決めたら速やかに上奏せよ」と命じ⁷⁾、中国政府は積極的に自開を推進しようとした。

その後、各地の総督・巡撫によって自開の準備が進められたが、結局、正式に開港したのは戊戌の変法の失敗後であった。三都澳は1899年4月、岳州は同年11月に正式に開港し、秦皇島は義和団事件の影響で1901年と1902年の間に開港した⁸⁾。湖広総督張之洞と湖南巡撫俞廉三は岳州の開港準備を進める中、税務司とともに「岳州城陵租地章程」を作成した。

3) 中央研究院近代史研究所檔案館, 01-20-039-01-001「添開岳州三都澳商埠事」。

4) 中央研究院近代史研究所檔案館, 01-20-039-01-002「添開秦皇島等商埠事」。

5) 中央研究院近代史研究所檔案館, 03-17-001-01-006「秦皇島開設商埠事應妥議善法以伸自主之權由」。

6) 同上。

7) 朱寿朋編『光緒朝東華錄』卷146, 16頁。

8) これらの自開した開港場について、楊天宏の『口岸開放與社会変革——近代中国自開商埠研究』（中華書局, 2002年）、張建偉の『清末自開商埠之研究』（王明蓀編『古代歴史文化研究輯刊二編』第三十冊, 花木蘭文化出版社, 2009年）を参照できる。

開港場の管理権などについて「土地の売買、住所の変更、墓地の移転などはすべて岳州関の監督によって処理される。外国人は干渉してはいけない」、「巡捕衙は監督および税務司によって設立され管理される」と規定した⁹⁾。

19世紀末から、中国政府は列強に規定されている様々な不平等性を認識し、列強に「瓜分」される危機に立ち向かい、さらなる主権喪失を阻止するために自開の道を切り拓いたのである。当時、列強の直接干渉がなかったため、開港場の開設は比較的順調に進んだと考えられる。

三. 開港場の増設をめぐる英中の交渉

上述したように辛丑条約の第11条に、中国は今後、列国が有用と認める通商及び航海条約の修正ならびに通商上の関係を円滑にするための通商条項の内容の変更について検討することが規定された。この規定に従って、1902年1月から中国とイギリスとの間で英中改訂通商条約（マッケイ条約）の交渉が上海で始まった。イギリス側の代表は商談特使のジェイムズ・マッケイ（James Mackay）、補佐のチャールズ・ダクション（Charles Dudgeon）とヘンリ・コックバーン（Henry Cockburn）の3名であった。中国側の商約大臣は宗人府宗丞の盛宣懷（1902年2月より工部侍郎）と工部尚書の呂海寰で、督辦商約大臣は两江総督兼南洋大臣の劉坤一と湖広総督の張之洞であった。このほかに副総税務司のロバート・ブリードン（Robert Bredon）など3名のイギリス人税務司が中国側代表の補佐として協議に参加した。1901年に総理衙門は廃止され外務部が新設されたため、条約交渉は主に外務部の下で行われた。

1902年1月10日から始まった協議で、イギリス側から提出された協議項目に「開港場を増設する」ことが含まれていた¹⁰⁾。これに対して外務部は盛宣懷に、イギリス側と交渉する際、「以前総理衙門が上奏してすでに広く推進され実施された前例があるので、中国が自開することをはっきりと説明するべき」と指示した¹¹⁾。つまり、外務部は最初から自開の方針を固め、開港場増設に関する条文を条約には挿入しないという方針であった。

しかし、後日イギリス側が提出した草案には「南京条約と天津条約に規定された開港場と同様に、直隸省の北京、湖南省の常德、長沙、四川省の成都、叙州、雲南省の雲南府、安徽省の安慶、江西省の湖口、広東省の惠州、江門を開港する」と記されていた¹²⁾。明らかにイギリス側はこれまでの条約の延長線として開港場の増設を設定したのである。これは上述した外務部の計画とは対立する内容であった。

1月20日の第4回目の協議で、盛宣懷は開港場増設の内容について次のように意見を述べた。「まず、増設数が多く、他の国が真似をすればそれほどたくさん開港できる場所が

9) 張洪祥、周徳喜整理「近代中国自開通商口岸史料・『岳州城陵租地章程』」莊建平編『近代史資料文庫・第一卷』上海書店出版社、2008年。

10) 『清季外交史料（光緒朝）』巻150「商約大臣盛宣懷致外部馬凱交來商約條款電」。

11) 同上書「外部致盛宣懷馬凱交來商約條款開列准駁大概電」。

12) 同上書「商約大臣盛宣懷致外部英使請推廣通商口岸並隨時陳說電務均不能允電」。

あるはずがない。また、貿易は開港場の増設とともに伸びるわけではないし、釐金（地方税の一種）収入の減少が懸念される。そうなると中国は支出が増えるだけで利益を全く得ないことになる。中国政府は将来に自開することが決まっているので、開港場の増設について外務部と各総督と相談する必要がある」と説明した¹³⁾。盛宣懷はここで経済面における中国の不利な部分を強調し、外務部の指示通りに自開の方法を取り上げた。

その後、北京の開港について、中国の代表は「治外法権の特権を受ける外国人が北京にいること自体、中国政府の面子がつぶされる」と述べ¹⁴⁾、政治上における不平等を理由にして北京の開港を拒否した。

このような中国側の対応に不満を感じたマッケイは、中国が義和団事件の敗戦国の立場である以上、条約の交渉内容は外国側が提出する内容に基づくべきで、中国自身は何も提出できないと主張し¹⁵⁾、中国側が提出した自開の提案を否定した。このため、開港場の増加をめぐる交渉は平行線をたどった。

その後、英中双方は交渉の最大の難点である「裁釐加税」（中国内国関税の廃止、輸出入関税の増額）に集中し、激しい交渉が続いた。ようやく6月に、釐金を部分的に免除し、輸入税を12.5%、輸出税を7.5%引き上げることで合意した。これにより、開港場の増加による釐金収入の減少という懸念がなくなり、開港場増加をめぐる交渉が再び開始された。

7月6日に盛宣懷とマッケイは武昌へ移動し、条約の内容について張之洞と面談することになった。移動の途中で、2人は開港場の増設について意見を交わした。マッケイは開港場の数を当初要求した10か所から5か所まで減らす意向を示し、また中国の収入を確保するため、開港場の規定は「裁釐加税」の条項に入れることを提案した。しかし、自開ではなくこれまでの開港場と同じような形式で開港することを要求し、これは「絶対譲ることはできない」と述べた¹⁶⁾。イギリス側は一定の譲歩を見せたが、約開は固守する方針であった。

7月14日にマッケイは武昌紗廠で張之洞と盛宣懷などと会談した際、「増設する開港場が南京、天津条約と異なるならばこの会談を中止する」と述べ、さらに「これまでの形式ならば中国にとって有利である。道路を作ったり、中国の労働者を雇ったり、地方の状況を改善できる」と約開のメリットを強調した¹⁷⁾。それに対して中国側は「地方の状況を改善するどころか、わが国の中に一国があるという状況になるであろう。開港場を増設した後、必ず工部局の設立などを要求してくるに違いない」と反駁し、約開の不平等性を論じた¹⁸⁾。そして、マッケイは「中国が自開した開港場で租界の設立を要求してはいけない理由はあるだろうか。われわれはもし租界が必要と思うならば圧力をかけることができる。

13) 中国近代経済史資料叢刊編輯委員会主編『辛丑和約訂立以後的商約談判』中華書局、1994年、31頁。

14) 同上書、33、39頁。

15) 同上書、57頁。

16) 同上書、86頁。

17) 同上書、131—132頁。

18) 同上書、132頁。

どんな章程を制定しても領事裁判権を撤廃することはできない」と述べ¹⁹⁾、中国側が求める自開によって不平等を改正する可能性を否定した。そこで張之洞は、イギリス側の約開に応じるにしても新設の開港場では中国により巡捕（警察）を設けることを要求した。マッケイはこれに応じ、条文の中に「増設する開港場で外国人は中国人と同様に当所の工部局および巡捕章程を守る」と記入することを提案した²⁰⁾。

1902年9月5日に調印された英中改訂通商条約の第8款の第12節は次のように規定された。

中国政府は江寧、天津条約に規定された開港場と同様に、以下の各地、即ち湖南の長沙、四川の万県、安徽省の安慶、広東省の惠州と江門を開港場として開くことを約す。同開港場に居住する各人は中国居民と同じく必ず該地の工部局および巡捕章程を守る。中国官庁の承諾を得ないかぎり、該開港場に自己の工部局と巡捕を設置してはいけない(略)²¹⁾。

今回の対英交渉について中国側は最初から自開を求めようとしたが、結局、敗戦条約の流れに置かれたため、交渉は失敗した。これについて張之洞は「開港場の規定について、外国人は中国の章程を守り、租界では中国が税金を徴収するという案は強く反対された。権力を回収しようとしたが、失ったので怒り恨むしかない。しかし、一步退いて考えれば、それは戦勝の条約ならば獲得できるものであり、いま敗戦の条約でそれを獲得したいなら、われわれは本当にこのような幸運はない」と述べ²²⁾、列強に自開を認めてもらう実力はまだないと認識した。

他方、交渉を経て、イギリス側は北京の開港を撤回し、開港場を10か所から5か所まで減らし、また工部局と巡捕の設立について規定をすることになった。こうした交渉の結果は看過できない。

四．日中改訂通商条約の交渉

日中間の条約改定交渉は1902年6月16日から上海で始まった。日本側の代表は駐上海総領事の小田切万寿之助と北京の日本公使館一等書記官の日置益であった。中国側はイギリスとの交渉時とほぼ同じメンバーであった。

日本側が提出した草案の第5条に「中国政府ハ本書調印日ヨリ六ヶ月以内ニ、直隸省北京府、盛京省奉天府、盛京省大東溝、湖南省長沙府、湖南省常德府、江西省南昌府、江西省湖口、安徽省安慶府、広東省惠州府、江蘇省蘆溪港、四川省成都府、四川省叙州府、浙江省衢州府ヲ開港又ハ開市トナスヘシ」と書かれ²³⁾、全部で13か所の開港を要求していた。

19) 同上。

20) 同上。

21) 田涛編『清朝条約全集』第貳卷、黒龍江人民出版社、1999年、1191頁。

22) 『清季外交史料（光緒朝）』巻162「張之洞致劉坤一盛宣懷磋商英約実已不遺余力請轉圖電」。

イギリスが要求した開港場の数よりも多く、特に盛京省の奉天府、大東溝の開港の規定は東三省へ進出しようとする日本の意図が示されている。

1858年の天津条約以後、東三省の開港場は営口1か所のみであった。三国干渉後、李鴻章の「親露」外交の影響で、1898年3月にロシアは旅順、大連湾を租借し、東三省での勢力を強めた。そして1900年の義和団事件の際、ロシアは東三省のほぼ全地域を占領し、そのまま居座るかたちとなった。以後、ロシアの撤兵をめぐる露中の間で長い交渉が行われ、日英同盟（1902年1月）の影響もあり、1902年4月に交収東三省条約が締結された。ロシアは半年ごとに3期、合計1年半で撤兵を完了し、最終的に1903年10月8日にロシアは東三省から完全に撤兵することを規定した。日本の奉天府と大東溝の開港要求は三国干渉後の日露対立を顕著化させた。

日本の開港場増設の要求について盛宣懷は「北京での通商はできない。ほかの場所は調査してから決める。各省の開港の名目は自開にする」と説明した²⁴⁾。それに対して外務部は7月に「開港場をたくさん開くと損はあっても得がない。自開にしても商務に適合するかどうかによって判断するべきである。北京以外のところはまず調べてから決めよう」という意見を述べ²⁵⁾、開港場の数を抑えようとした。

中国の代表は日本と協議をすると同時にイギリスやアメリカとも協議を行っていたため、1902年6月の第1回目の正式会談から9月22日の第2回目の正式会談まで、日中間の会談はおおむね非公式なものであった。上述のように英中間では6月に「裁釐加税」に合意してから、開港場増設の問題に取りくんだ。しかし、日本側は最初から「加税」に反対していたので、開港場増設の交渉も進展しなかった。

9月の初めの非公式会談で中国側は、「裁釐加税」と関わらせることを望まないのであれば、開港場のことは条約に明記せず、自開にするという条件を示した。日本側は「貴国ニ於テ自ラ之ヲ開クモ亦可ナリ、但シ、須ラク一年若クハ二年ト一定ノ期限ヲ約シ、且ツ其地方モ亦内外商業有望ノ地ヲ択定スルヲ要ス、又貴国ニ於テ自ラ之ヲ開クトスルモ其規則ハ必ス本委員ト協定スルヲ要ス」と答えた²⁶⁾。

つまり、日本側は条約に挿入しなくてもかまわないが、開港期限を規定することと商業が可能な場所を選ぶことを条件にした。特に、その開港場の章程や規則などは必ず日本側と協議することを要求した。こうした報告を受けた外務大臣小村寿太郎は「開港市ニ関スル件ニ付テハ、中国委員ニ於テ強テ之ヲ条約中ニ規定スルコトヲ承諾セサウニ於テハ、公文ヲ以テ中国政府カ自ラ之ヲ開放セントスル旨並ニ右開港市ノ規定ヲ定ムル場合ニハ、我ト協議スヘキ旨ヲ言明セシムル」と指示した²⁷⁾。要するに、日本側は、条約に開港場の設立を明記しないことと中国政府の自開を認めたが、開港場の章程規定に関与する権利は譲

23) 『日本外交文書』第35巻、289頁、「一二七 日清通商航海追加条約案文ニ関スル件」。

24) 『清季外交史料（光緒朝）』巻158「呂海寰盛宣懷致外部日約十款言甘手辣如何抵制候示電」。

25) 同上書「外部致呂海寰盛宣懷尊處擬駁日約各款極是電」。

26) 『日本外交文書』第35巻、318頁、「一三八 日清通商航海条約改訂談判ノ件」。

27) 『日本外交文書』第35巻、341頁、「一四五 日清通商航海条約改訂ノ件」。

らなかった。

9月5日に英中通商条約が締結され、9月22日に日中間の第2回目の公式会談が行われた。9月24日に張之洞は東三省の開港について「奉天と大東溝は急いで開港場にするのが最上策である。各国の商務によって、他人を牽制し根本を保護する方策である。急いで実行したほうがよい。その他の所での開港は少ないほうがいい。仕方がなければ江西で1か所だけ許可できるであろう。ただ北京は断じて許可できない」と述べている²⁸⁾。張之洞は東三省の開港によって各国の力でロシアを牽制しようと考えていた。しかし、それを行えば自開ではなく約開となるが、張之洞はそれについては言明しなかった。つまり、張はロシアの撤兵を牽制することを自開よりも優先させるべきと考えていた。義和団事件中にイギリスと日本などの支持を得て「東南互保」ができた張之洞は、日本との条約によってロシアの撤兵に圧力をかけようとした。これはいわゆる「以夷制夷」の外交路線であった。

しかし、この張之洞の提案に対して外務部は、奉天省がまだ還付されていないので、急いで開港したら思いがけない問題がおきる恐れがあると考え、商約大臣の呂海寰と盛宣懷に「暫く軽く許可しないように」と命じた²⁹⁾。外務部から見れば、張之洞が言及した牽制は恐らく撤兵妨害となる可能性があるため、東三省の開港に対し慎重な姿勢を示したのである。そこで、張之洞の意見に反対し、牽制路線よりロシアの撤兵を優先したのであった。

10月に中国側代表に人事変動があった。盛宣懷と劉坤一は、服喪と病気という理由で協議から外され、代わりに駐米公使の伍廷芳が帰国して商約大臣に、直隸総督袁世凱（1901年11月に李鴻章が病死したため、袁世凱は直隸総督兼北洋通商大臣に任命された）が督辦商約大臣に任命された。2人とも張之洞によって推薦されたが、張は駐米公使の伍廷芳が外国の法律に精通し、アメリカ政府との関係が良好であるため、条約交渉に有利であるという推薦理由を述べた。また、アメリカは中国の北方に注目しているため、新任の北洋大臣である袁世凱を加えれば更に交渉が有利になると判断した。この張之洞の人事に関する提案がすぐ採用されたことは、中国政府が対米外交を重視し始めたと解釈することもできる。この人事の変更のため、中国側は1か月休会すると提案したが、日本側はその案を却下したため、引き続き交渉が進められることになった。

1903年2月13日の第20回目の会談で日本側は、条約に明記はしなくてもよいが、条約締結前に中国側から照会文を提出し、その中に開港場増設の場所と期日を記入すべきであること、開港場増設を批准する上諭の中に、外国人居住地の選択および章程制定の際は各国と交渉してから決定するという内容を明記することを要求した。また、開港場に関する交渉について、北京で内田康哉公使と外務部との間で行うことも提案した³⁰⁾。

日本側の提案を受けて2月21日に外務部は商約大臣に「各国は争って開港場をたくさん増設したがっているが、その弊害は甚だしく大きい。自開を必ず堅持し、われわれの権利を守る。調印前に上諭を下すことは最も拒否するべきことである」と指示した³¹⁾。中国側

28) 『清季外交史料（光緒朝）』巻163「鄂督張之洞致外部日約應遵英約辦理餘款均次第斟酌電」。

29) 同上書「外部致張之洞奉省尚未歸還勿允大東溝開口岸電」。

30) 前掲『辛丑和約訂立以後の商約談判』238頁。

の意見を受けて、内田公使は外務部を訪問し、開港場に関する上諭がなくてもよいが、照会が必要であると妥協した。そこで外務部は商約大臣に照会の内容について「将来、中国にもし開港すべき場所があれば自開する」と書くよう指示した。なぜこのような曖昧な内容を書くのかについて外務部は、「開港場を随時指定し自開を強迫することを防ぐためである」と説明した³²⁾。つまり、上諭を下すことから開港するまで、他者から強いられるのではなく、すべて自主的に行うべきであると考えていた。

3月に開港場について日本と交渉を行った際、中国の代表は「該開港市ニ関スル規則規定ノ場合ニ、日本政府ニ協議スルコトハ、今現ニ存在スル秦皇島、三都澳、岳州等ノ自開口岸ニ関スル前例ヲ取調ヘタル上ナラデハ、確答シ難シト雖モ、既ニ自開口岸ト云フ以上ハ、之ニ関スル規則ノ制定ニ向ツテ他国トノ協議ヲ約スル如キハ、少シク撞着ヲ免カレサルカ如シ」と³³⁾、自開を重視する方針を貫き、開港場の章程規定などについて日本との協議を断ることとした。

そして、奉天と大東溝について、「満洲ニ於ケル一港一市開放ノ事ニ関シテハ、中央政府モ両総督モ共ニ同意ナレトモ、今之ヲ実行スルニハ、時機不可ナリ、適当ノ時機何時来ルベキヤハ、未タ豫見シ難キモ、先ツ露国カ全然其兵ヲ撤退シ終ルコトヲ以テ豫行条件ト考フ」と³⁴⁾、外務部の指示に従い、東三省の開港をロシアの撤兵後に行う考えを示した。

これに対して日本側は、まず開港の章程について、日本と協議することが条約には明記しないための絶対条件であり、そうでなければ条約に開港関係の項目が入るはずであると強く反発した。また、奉天と大東溝の開港について、イギリス、アメリカ、日本は中国の領土保全と門戸開放の方針を主張しているので、「中国カ開港開市ヲ行ウニ対シ、露国難題ヲ持チ掛ケ、之ヲ困シムルニ当リテハ、其行キ掛リ上ニ於テモ、其主義上ニ於テモ、到底観傍視スルコト能ハサルヘキハ、実ニ動カスベカラサル勢ナリト云ハサルベカラス、中国タルモノ徒ニ躊躇逡巡スルコトナク、断乎タル決心ヲ為シ、以テ後患ヲ予防スルノ用意ナルベカラス」と述べ、「今日、之ヲ約スルト、全然撤兵ヲ為シタル後ニ於テスルト、此間ニ寸毫ノ差異アルヘキニアラサルナリ」と強調している³⁵⁾。そして、4月に日本代表は中国代表の代わりに開港用の照会文を作成した。

直隸省の北京、盛京省の奉天府、大東溝、湖南省の長沙府は今日より一年以内に開港場を増設する。各国の人の居住と貿易を許可する。すべての規定は日本と協議する。以上の場所以外に、時期を選んで湖南省の常德府、江西省の湖口、安徽省の安慶府、四川省

31) 『清季外交史料（光緒朝）』巻169「外部致呂伍兩使日索口岸預指四処応扼定自開電」。

32) 中国第一档案馆編『清代軍機処電報档匯編』第37冊、「為日約索開口岸事」中国人民大学出版、2006年。

33) 『日本外交文書』第36巻第2冊、41頁、「九〇七 開港開市問題ニ関シ清国委員ト内會議ノ要領報告ノ件」。

34) 同上。

35) 同上。

の叙州府を開港する。すべてのやり方は前述した場所と同様である³⁶⁾。

草案の項目と比べて、この照会文の内容は交渉の結果を部分的に反映したものといえよう。中国代表はこれを読んだ後、北京を削除すること、主権を守るために開港場の章程規定について日本と協議はできないという反対意見を述べた。

4月9日に呂海寰は外務部にこの照会文の内容を報告した際、開港の方法を2つに分けることを提案した。まず、奉天と大東溝の開港はロシアを牽制する上で意味があると認めしたが、「この2か所はもし自開でなければ、いまの照会の形式にしても将来実施する際は必ず声明することになる。そうなると恐らくロシアはそれを口実にして更に脅迫し、われわれを困らせる。もし日本代表が言ったように日本側から開港要求の照会が行われ、われわれがそれに従って開港すればロシアに対して口実になる」と説明した。また、他の場所に関して、1898年の総理衙門の照会に従って中国政府が自開の照会をするという方法を提案した³⁷⁾。つまり、ロシアからの復讐に対応するために、日本から奉天と大東溝を開港してほしいという照会をもらったほうが有利であると判断したうえで、中国からの自開の照会を避けるようになった。他の場所は完全に自開の照会をするという方策であった。

日中交渉において、中国側は日本が「加税」に反対であることをうまく利用し、開港場の約開ではなく、照会文の形式で自開するという目的を達成させようとした。しかし、名実ともに自開を行うには、章程規定に関して交渉の余地がまだ残っていた。英中交渉と比べ、中国側に有利な結果となったといえる。

一方、東三省の開港に関しては、1902年10月にロシアは第一期の撤兵を条約通りに実施したので、中国代表はロシアの撤兵後のことをよく考慮したうえで、あえて自開の照会を放棄し、また、中国への不利を最大限に回避するために、日本を利用しようとした。しかし、ロシアは1903年4月8日の第二期の撤兵を実施しなかったため、東三省における開港場増設の問題は複雑化した。

五. 米中改訂通商条約の交渉

米中交渉は1902年6月27日に上海で開始された。中国側の代表は同じメンバーで、アメリカ代表は上海駐在総領事のジョン・グッドナウ（John Goodnow）と商人代表のジョン・シーマン（John Seaman）であった。

協議はアメリカ側が提出した草案に沿って進んでいったが、草案に開港場増設に関する規定はなかった³⁸⁾。上述のように、中国側は代表人事の変更のため、10月に1か月の休会を提案したが、アメリカ代表は協議を一旦中断することにした³⁹⁾。

1903年2月末に米中協議が再開され、3月17日にアメリカ側は新しい草案を提出した。

36) 『清季外交史料（光緒朝）』巻170「呂海寰伍廷芳致外部日索開口岸請俟加稅後再辦電」。

37) 同上。

38) 前掲『辛丑和約訂立以後の商約談判』148—157頁。

39) 前掲崔志海「試論中美『通商行船統定条約』」。

この新草案には「中国政府は直隸省の北京、盛京省の奉天府、大孤山を開港し、そこでの外国人の居住を認め、すでに開港した開港場と同様のことを許可するべきである」という内容が追加された⁴⁰⁾。おそらく協議中断の期間中に日本の草案を参考にして開港場増設の内容を加えたと考えられる。

このような日米の動きはロシアに刺激を与え、元々ロシア内部で撤兵に反対する意見があったため、既述のとおり1903年4月8日を期限とした第2期の撤兵は実行されなかった。期限から10日が過ぎた4月18日に、駐中の露国代理公使のプランソン(Planson)は、外務部に7か条の新しい要求を提出し、東北からさらに蒙古まで含め、どのような権益もロシア以外の国には与えないようにと主張した。特に日米をはじめ各国の東三省への進出を防ぐため、7か条の中に「中国は、ロシアに予告せずに東三省で新たな開港を行い、外国領事が駐在することを許してはならない」という内容が含まれていた⁴¹⁾。

これに対して外務部は4月27日にプランソン代理公使に照会文を提出し、ロシアの要求が「中国の主権を妨害する」と抗議し⁴²⁾、7か条を拒否した。そして4月29日にプランソンは外務部を訪問し、東三省の開港問題を含む7か条の一部を是非とも承諾してほしいと要求した。外務部は「将来商業が発達すれば中国によって自開する」と答えた⁴³⁾。「将来に自開する」という表現は対日交渉の際にも使われており、「随時の強迫による自開」を避けるためであろう。

元々アメリカ側の東三省開港の要求に対して、中国側は日本と同じように照会の形式で対応する予定であったが、ロシアの7か条の情報を入手したアメリカ側は、4月29日に大孤山より大東溝のほうが開港の条件が備わっているという理由で大東溝に変更し、奉天と大東溝の開港規定を必ず条約に挿入することを要求した⁴⁴⁾。これに対して、商約大臣の呂海寰と伍廷芳は大東溝に変更することには反論しなかったが、約開に対しては、ロシアが撤兵してから自開すると説明した。しかし、アメリカ代表は、東三省が開港すれば各国がロシアに抵抗できると述べ⁴⁵⁾、約開によってロシアの撤兵に圧力をかけられるメリットを強調した。

中国側の人事変更により督辦商約大臣に任命された袁世凱は、アメリカの約開の要求を聞き、「東三省が還付されるまでは急いで論議しないほうがよい」と述べた⁴⁶⁾。その理由について「アメリカの要求に応じたら必ず日本に応じることなる。そうなるとロシアに

40) 前掲『辛丑和約訂立以後の商約談判』168頁。

41) 中央研究院近代史研究所檔案館、02-10-003-04-003「俄軍撤退後中国及他国不能違背俄国在此本界地公允之利並中国允認七款俄即交還東省由」。

42) 中央研究院近代史研究所檔案館、02-10-03-04-007「二三期尚未如約交還又於約外另立條款礙難照辦由」。

43) 中央研究院近代史研究所檔案館、02-10-003-04-009「所詢各節各報伝聞不実幸勿致疑迅撤第二期俄軍定期交收由」。

44) 前掲『辛丑和約訂立以後の商約談判』184—185頁。

45) 『清季外交史料(光緒朝)』巻170「呂海寰伍廷芳致外部美使索開盛京口岸堅請入約電」。

46) 同上書「直督袁世凱致外部美使統開十六款參酌意見祈察奪電」。

怒られるばかりではなく、各国がそれを援用し相次いで開港を求めてきたら応じられなくなる。日本とアメリカの要求を許可したらロシアを牽制できるとも言えるかもしれないが、実は大益はない」と説明し、「ロシアはまだ駐屯地を還付していないので、我々はすぐ開港の議論をする権利はないが、将来的に必ず自開するとアメリカに説明しよう。要するに、ロシアの要求を固く拒絶するべきであり、また日本とアメリカの要求を軽く許可してはいけない。これで将来の禍を防ぐことができる」と提案した⁴⁷⁾。

袁世凱は約開によってロシアの撤兵を牽制できるというアメリカの主張に疑問をもち、それほどの利益はないと判断した。それよりもアメリカの要求に応じることによって、ロシアの怒りをかうばかりではなく、日本やその他の国々にも同じ内容を記入しなければならないので、その被害のほうがもっと大きいと心配していた。袁はロシアかアメリカかに偏って両者の競争に参加するメリットがないばかりか、中国の主権を更に喪失すると判断し、ロシアの7か条もアメリカの約開も拒否し、一種の中立路線を提案したのである。それを実行するためには自開を主張するしかなかった。

袁世凱の意見を受けて、5月1日に外務部は呂海寰と伍廷芳に「以前ロシア公使に、将来商務が盛んになったら中国によって自開すると説明した。今ロシアはまだ完全には撤兵していないので、もし開港の条項を日本とアメリカの条約に入れたら、ロシアに嫌みを感じさせ、他の面倒なことが起こる恐れがある。東三省の開港に関して、中国によって随時自開する旨をアメリカ代表に伝えよう」と指示した⁴⁸⁾。

一方、張之洞は「アメリカと日本の開港の要求を利用して、アメリカ、日本、イギリスに懇請し、ロシアに約束通り撤兵し還付するよう説得してもらおう。東三省が還付されたら開港の方法は簡単であろう」と提案した⁴⁹⁾。つまり、張之洞はイギリス、日本、アメリカに頼って、ロシアの撤兵を牽制する考えを持っていた。

しかし、アメリカの態度はどうであっただろうか。アメリカ政府は直接ロシアに7か条要求の内容を確認したところ、ロシアは7条の内容を否認し、東三省での開港場増設に反対していないと声明した。そこで、中国と交渉中のアメリカ代表はすぐ新しい要求を提出し、以前北京の開港を反対されたので、その代わりにハルビンを開港することについて交渉した。つまりアメリカにとっては、ロシアの撤兵より東三省での開港場の拡大がより重要であった。

ロシアの虚言に対し、5月10日に袁世凱は再び外務部に電報を打ち、東三省での開港について意見を述べた。「東三省の開港はロシアを牽制するのに有利であるが、条約で規定したら、これから各国はそれを援用し、10か所を開いても応じられないだろう。アメリカ側は約開すればロシアに還付の交渉ができると言っているが、恐らくそのような利益はない。例えば營口はすでに開港しているのに、ロシアが撤兵しないことに対して各国はどう

47) 前掲『清代軍機処電報檔匯編』第28冊「為東三省添加口岸俄請應拒美日事」。

48) 黃嘉謨編『中美關係史 光緒朝五』「外務部發商約大臣呂海寰伍廷芳電，東三省開埠與否由中國自辨」光緒29年4月5日，中央研究院近代史研究所，1990年，3506頁。

49) 『清季外交史料（光緒朝）』卷171「鄂督張之洞致外部俄人要我東省不許可添口岸斷不可允電」。

にもできない。まして新しい開港場はいうまでもないだろう」と述べた⁵⁰⁾。袁世凱は營口を例にして、撤兵と開港は無関係であると説得した。

このような袁世凱の疑問についてアメリカ代表は、營口はすでに開港場となっているので、たとえロシアは撤兵しなくても各国は従来通り通商を行っており、これは新設の開港場の状況とは違うと答えた⁵¹⁾。

このアメリカの答えに対して袁世凱は「アメリカはすでに開港したところを助けられないのに、まだ開港していないところをどうやって助けるのか。ロシアはまだ土地を還付していないけれども、各国は従来通り通商をしている。もしわれわれが開港場の増設を許可したら、ロシアは通商を認めてくれるはずである。そこでアメリカは必ず高みの見物をするだろう。だから開港が還付に対して非常に有効というわけではないことがわかる。ただし将来、東三省で開港場がたくさん増設されたら、ロシアは少し遠慮するだろう」と反論した⁵²⁾。袁世凱はアメリカの望みは開港であるため、露中間の撤兵問題には巻き込まれたくないと判断し、開港によってロシアの撤兵を牽制できるとは思わなかった。

外務部はアメリカのハルビン開港の要求に対し、呂海寰と伍廷芳に「返還されてから自開することを堅持し、条文には明記しないこと」と命令し⁵³⁾、中国政府の態度を再び明示した。

この答えをうけ、5月20日にアメリカ公使のエドウィン・コンゴ（Edwin Conger）は外務部へ照会文を出し、条文に明記できない理由を尋ねた。5月24日、外務部が東三省の開港は将来中国が自ら行うので、今は明記できないという照会文を出したところ、コンゴはこの答えは簡単すぎであり、本国へ報告するためにもっと詳しく答えてほしいと応じた。そこで5月27日に外務部は、コンゴに再び照会文を出した。そこでは「以前ロシア公使から次のような照会を受けた。ロシア政府に前もって知らせないかぎり、東三省で新しく開港し、そこに各国の領事を駐在させてはならない。それに対して、我々は細かくは論じていない。その後、ロシア公使と面談したとき、東三省地域で将来開港し、各国に領事館の設立を知らせる必要がある場合、中国は随時その状況を確認し、自ら酌量して行うと表明した。中国政府は東三省での開港について、商務などの状況をよく検討する必要がある。将来自開するので、今条約に明記することはできない。これはアメリカの要求を拒むことではない」と述べ⁵⁴⁾、対露、対米の態度は同様であることを強調したのである。

6月にアメリカ政府からきた返答は「もし中国が開港の条項を条約に明記せず自開しようとするれば、すぐ諭旨を下し、開港場を布告するべきである。これは中国にとって、より

50) 同上書「直督袁世凱致外部東省口岸請先詢俄美再宣諭自開電」。

51) 同上書「呂海寰伍廷芳致外部擬乘東省開口邀美使向俄調停交地電」

52) 駱賓善、劉路生編『袁世凱全集』第11巻「致外務部等電」光緒29年4月18日、河南大学出版社、2013年、159頁。

53) 前掲『中美關係史 光緒朝五』「外務部發商約大臣呂海寰伍廷芳電、東三省口岸應俟交還後自開勿允加入約内」光緒29年4月19日、3520頁。

54) 同上書「外務部發美使康格函、東三省未即開埠原由」光緒29年5月1日、3531頁。

有利であろう」という内容であった⁵⁵⁾。外務部の照会に書いた「条約に明記できない」について明確な意見を書いていないアメリカの返答について、外務部はアメリカ政府がそれを黙認したようであると理解し、上海の商約大臣に引き続きアメリカ代表の約開を拒否しようと指示した⁵⁶⁾。

しかし、上海にいるアメリカ代表は中国側からの保証が必要であると述べ、7月20日に外務部はコンゴに覚書を手渡した。その中に、中国政府は東三省の2か所を開港する用意があるが、ロシアが完全に撤兵し土地を還付してから中国によって自開すると記されていた⁵⁷⁾。ここに書かれた2か所とは奉天と大東溝を指すが、アメリカ側が要求したハルビンに関しては、中国が独自でハルビンを管轄する権利はなく、ロシア政府の許可がなければ他国はハルビンに領事を派遣することはできないと声明した⁵⁸⁾。

コンゴがこの覚書の内容を本国に報告したところ、7月25日にアメリカ政府は「条約に明記せよ」と命じた⁵⁹⁾。アメリカ政府が約開を強く要求したのは、ロシアとの交渉の結果であった。中国の駐米公使の梁誠は報告書に次のように書いている。

7月14日、ロシアはアメリカに「東三省の開港はロシアの願いであるが、租界の設立および現在のロシアの権利を妨害することはできない」と声明した。これをうけてアメリカ政府は、もし租界を設立しなければ一般の条約に規定された開港と異なり、もしロシアが問題を起こした時に、各国は租界がなければ公共保護の原則によってロシアに抵抗することができないという理由で、必ず条約の中に明記することを要求するようになった⁶⁰⁾。つまり、米露の交渉によって、中国は受動的な立場に置かれ、約開を迫られたのである。

外務部はすぐ梁誠に、アメリカ政府と懇談し約開の要求を取り消すよう指示した⁶¹⁾。梁誠は数回にわたってアメリカ政府と相談したが、アメリカは新たな提案を行った。それは「現在、開港場増設に関する内容を明記できないのであれば、中国政府からコンゴに照会文を送る。そこには10月8日にその内容を条約に明記することを書き、署名し証拠とする。そうすればアメリカはすぐ明記することを要求しない。しかし、改訂条約はすべての条項が揃ってから調印する」という妥協案であった⁶²⁾。つまり、現時点で開港場増設に関する規定は条約に記入せず、ロシアの撤兵が完了すべき10月8日にそれを明記したうえで該当条約を調印することとなった。

そこで、8月8日に外務部はコンゴに照会文を出した。「10月8日にロシア駐兵が全

55) 同上書「外務部収美使康格函，美政府不允東三省開埠通商中止」光緒29年5月6日，3539頁。

56) 前掲『清代軍機処電報檔匯編』第37冊「為東三省開埠事」。

57) 前掲『中美關係史 光緒朝五』「外務部面遞美使康格節略」光緒29年閏5月26日，3598頁。

58) 同上書「外務部収美使康格訊電」光緒29年閏5月26日，3598頁。

59) 同上書「外務部収美使康格函，俄國並未梗阻東三省開埠深盼將開埠辦法載入約章」光緒29年6月2日，3609頁。

60) ハーバード大学燕京図書館所蔵「外務部信稿簿（其一）」第八号，光緒29年閏5月27日

61) 羅香林『梁誠的出使美国』附録二「使美往來電報」，「外務部來電 光緒29年6月5日」，香港大学重州研究中心，1977年。

62) 同上書附録二「使美往來電報」，「至務部來電 光緒29年6月7日」。

て撤退し、駐兵地が還付された後、2か所を中国によって自開する内容を条文に入れる。条約の調印はその時に行う。なお10月8日までにロシアの撤兵が完了しない場合、またアメリカ側と協議する」という内容であった⁶³⁾。つまり、10月8日のロシアの撤兵次第で開港するかどうかを決めることになった。これに対してコンゴは中国の要求に応じるために、アメリカ政府は東三省の開港を10月8日にすると要求したので、それは合理的であると主張し、もし条約協議が破談になった場合、責任は全て中国側にある可能性があると圧力をかけた⁶⁴⁾。

アメリカの圧力に屈し、8月13日に外務部はコンゴに新たに照会文を出し、その中で「なお、10月8日までにロシアの撤兵が完了されない場合、またアメリカ側と協議する」という一文は削除された⁶⁵⁾。そして、外務部は上海の商約大臣に10月8日に奉天と大東溝の開港規定を条約に明記することを通知した。また、具体的に条文の書き方について、必ず自開することを守り、アメリカの草案に書かれた「すでに開港した開港場と同様である」という部分を改正するよう命じた⁶⁶⁾。

外務部の指示をうけて、8月31日に中国側は「中国政府は、盛京、大東溝を自開し、外国人の居住と貿易を許可する。開港をはじめ工部局と巡捕の設立などは現在自開の岳州などの開港場と同様とする」という条文を作成した⁶⁷⁾。

その後、アメリカはまた大東溝より鴨緑江に近い安東のほうがより条件的に良いという理由で安東県に変更したいという要求を出した。これに対し外務部は再度コンゴに「盛京と安東県は中国によって自開する。10月8日に条約に明記する」という照会文を出した⁶⁸⁾。

しかし、9月17日の協議でアメリカ代表は自国政府の指示に基づき、開港場増設に関する条文の中に「すでに開港した各地と同様である」という文言を入れようとした。その理由として、中国は自開する際にロシアの意見に従う懸念があり、アメリカ商人の利益を守るためであると説明した⁶⁹⁾。

その後、条文の書き方をめぐって米中双方の代表が数回にわたって議論を行った。9月21日に自開か約開を巡って議論した結果、「自開」と条文に明記し、すべての章程は両国の協議によって規定することになった。つまり、それは日中交渉の際に日本側が作成した

63) 前掲『中美関係史 光緒朝五』「外務部致美使康格照会、盛京大東溝開為開埠載入商約内応俟俄兵全撤後辦理」光緒29年6月16日、3628頁。

64) U.S. State Department, *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1903* (Washington: U.S. Government Printing House, 1904), 73頁。

65) 前掲『中美関係史 光緒朝五』「外務部致美使康格照会、俄兵撤退之日准将盛京大東溝開口岸列入商約」光緒29年6月21日、3643頁。

66) 前掲『清代軍機處電報檔匯編』第37冊「為美約盛京大東溝兩處開埠等事」。

67) 『清季外交史料(光緒朝)』卷174「呂盛伍三使致外部盛京大東溝開埠通商仿岳州辦理電」。

68) 前掲『中美関係史 光緒朝五』「外務部發美国康使函盛京及安東開埠事仍俟屆期列入商約」光緒29年7月20日、3669頁。

69) 前掲『辛丑和約訂立以後の商約談判』206頁。

照会文の内容と一致していた。

結果として、1903年10月8日に締結された米中通商改訂条約の第12条は次のような内容となった。

(前略)

中国政府は本条約が批准交換された後、盛京省奉天府及び同省安東県を自開し通商することを約す。同開港場において外国人が居住するために適当な地域の選択並びに外国人の居住及び貿易のために定められる場所のすべての章程は、米中両国政府の協議の上で定められるべきである⁷⁰⁾。

この条文について、中国の商約大臣らは、「章程は共同協議となっているが、我々はその権利を握っている。もし妨害があればアメリカが調停できる」と説明した⁷¹⁾。また、朝廷に今回の条約締結を報告した際、商約大臣らは「協議が始まってから北京との間で頻繁に電報でのやり取りをし、討論しあい、弊害がないことを望む。一字一句を推敲し数回も書きなおすことはよくあるが、最終的には外務部の折衷に従い決定することになる。会議は64回行われ、1年にも及び、弁論の内容は数十万語を超えた」と述べ⁷²⁾、最終的に折衷し、不利ではないことを強調した。

一方、元々照会の形式で合意した日本は米中間の交渉結果に基づいて、条約に明記することを要求した。そこで、1903年10月8日に締結した日中通商改訂条約の第10条は長い内容が規定された。

直隸省に駐屯する外国軍隊及び公使館保衛兵がすべて撤退した後、中国は直ちに北京で通商場を自開する。それに関する規則はその時に双方協議の上で決定するべきである。中国政府は本条約批准交換の日から6か月以内に湖南省の長沙府を開港する。すでに開港した場所と同様である。同開港場に居住する各人は中国居住民と同じく必ず該地の工部局および巡捕章程を守る。中国官庁の承諾を得ないかぎり、該開港場に自己の工部局と巡捕を設置してはならない。中国政府は本条約批准交換後、直ちに盛京省奉天府及び同省大東溝を自開する。同開港場において外国人居住するために適当な地域の選択並びに外国人の居住及び貿易のために定められる場所のすべての章程は、日中両国政府の協議の上で定めるべきである⁷³⁾。

この条文の内容は、上述した英中間、米中間の条文の集大成となり、さらに北京の開港が規定された。また条文に書かれた「外国人共同の居留地域並に一切の章程は将来会同商定すべし」という内容に対して日本国内で批判がなされ、「恐らく中国委員の最も工夫せ

70) 前掲『清朝条約全集』第参卷, 1262頁。

71) 『清季外交史(光緒朝)』卷175「呂盛伍三使致外部與美使商自開奉天商埠及改稅則電」。

72) 『清季外交史料(光緒朝)』卷179「呂海寰袁世凱張之洞伍廷芳盛宣懷奏美國商約定議遵旨畫押摺」。

73) 前掲『清朝条約全集』第参卷, 1271—1272頁。

る最も狡計を潜める処折角の注文も其価値を減少せざるを得ず」と指摘された⁷⁴⁾。

結局、文面上では自開は認められたが、開港場の実際の管理に関して、外国は関与を受けることになった。つまり、規定された開港場は「自開」と「約開」の間に位置づけられることになった。諸条約に記述された様々な開港の形式は、まさに「約開」から「自開」への転換過程の反映であった。

六. ま と め

本稿では、20世紀初頭における中国と英・日・米との間で行われた開港場増設をめぐる交渉過程を明らかにした。戊戌変法の時期に、中国は公平を求め、「瓜分」の危機を乗り越えるために、総理衙門の主導下で自開の開港場を開設し、土地章程を作成し、主権の所有を主張した。当時、列強の直接干渉がなかったため、自開は比較的順調に進んだ。しかし、20世紀初頭の一連の改訂通商条約は辛丑条約の延長線に位置付けられたので、中国側は開港場増設をめぐって最初から自開を狙い、粘り強く交渉したにもかかわらず、交渉が難航し、結局、中国が狙ったような自開は列強に認められなかった。しかし、一連の条約の中で従来の約開とは異なる内容が規定されたことは看過できない。英中間の条約に、開港場における中国の主権を強調する文言を挿入できたことや、日本との前半の交渉において条約に挿入しないことで合意できたことなどは、自開の目標に一步近づいたと思われる。一方、ロシアの撤兵の不実行によって米中間の東三省の開港問題は複雑化した。また、露米間の秘密交渉によって中国は受動的な立場に置かれ、約開に迫られたが、「自開」の文字を条文に明記できたことは重要な意義を持った。これらの条文規定は不平等条約改定の第一歩となり、日露戦争後の1905年に中国と日本の中で結ばれた東三省事宜条約の附約の中で規定された14か所の開港場はすべて自開すると記された。辛亥革命後、不平等条約改正の課題は中華民国政府に受け継がれ、最終的に関税自主権回復は1930年、領事裁判権撤廃は1943年实现できた。

そして、自開をめぐり、中国は20世紀初頭に外交路線を転換した。日清戦争以後、李鴻章は日本を防ぎとめるために「親露」外交を主導したが、これに対して張之洞などは「親英・親日」政策をとり、ロシアを牽制しようとした。このような「以夷制夷」の牽制路線には一定の効果があったが、19世紀末から帝国主義の時代に入り、特にアメリカの「門戸開放」政策の実行によって、従来の「以夷制夷」の外交路線は中国にそれほど利益をもたらさなくなった。そこで、光緒新政に先立って設立された外務部および李鴻章の後任である袁世凱は、主権の更なる喪失を防ぐために、それまでの外交戦略を調整し、形式上、中国は特定の国には頼らず列強間の競争自体には直接関与せず、一種の中立路線に向いはじめた。日露戦争に中国が中立を宣言したのはこの傾向が明確化したことのあらわれであった。

74) 『大阪朝日新聞』1903年10月22日。